

第十五回 参議院農林委員会會議録第二十一号

昭和二十八年二月十八日(水曜日)午後二時二十三分開会

委員の異動

二月十六日委員羽生三七君辞任につき、その補欠として清澤俊英君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
三橋八次郎君
東 隆君

委員

池田宇右衛門君
石原幹市郎君
西山 亀七君
宮本 邦彦君
藤野 繁雄君
鈴木 強平君

政府委員

農林省農林 小倉 武一君
経済局長
事務局長
常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
会専門員 吉雄君

説明員

農林大臣官房 庵原 文二君
総合開発課長
林野庁指導 塚野 忠三君
部治山課長

本日の會議に付した事件

○委員の辞任及び補欠選任の件

○農林政策に関する調査の件
(農業金融融通に関する件)

○海岸砂地帯農業振興臨時措置法案(衆議院送付)

○委員長(山崎恒君) 只今から委員会を開きます。

先ず委員の変更がありましたからお知らせいたします。羽生三七委員が辞任せられました。代つて清澤俊英議員が農林委員に就任せられました。

○委員長(山崎恒君) 次に農業金融融通に関する件を議題に供します。

昨年十二月二十四日の委員会の決議に従いまして、お手許にお配りしておきましたように農業金融融通に關して当委員会から農林大臣及び大蔵大臣に申入をいたしておきましたところ、この申入に対しまして、河大臣から報告が参りました。この報告は一応お手許に配つておきました。なお直接政府当局から御報告願うことにいたしました。

○政府委員(小倉武一君) 御報告を申し上げます。

農業協同組合及び同連合会の再建整備については、昭和二十六年四月これ着手以來現在までに固定化債権又は固定化在庫品の資金化及び自己資本の充実につきましては、組合金融系統機関の固定化債権は依然として相当の額に上つていふことが事実であります。

建整備の状況をも勘案しつつ今後個定化債権の流動化につきまして具体的な対策について慎重に考究中であります。右報告いたします。

○委員長(山崎恒君) この報告に對して、藤野委員から発言を求められております。

○藤野繁雄君 昨年の十二月二十四日の日に当委員会の總意によつて申入れました、農業金融融通に關しては只今政府から報告を伺つたのであります。が、申入に對する結果は再開国会の当初に於いて当委員会に報告して頂くように申入れてあつたのであります。然るにその後約一カ月たつておるのであります。結果は、政府に對しても、さぞかし充実したところの報告がせられるものであります。と大いに期待しておつたのであります。が、只今御報告を伺つたによつて見ますと、余りにも簡単にして要領を得ない、というの遺憾に存する次第であるのであります。只今の報告によつて見ますと、目下再建整備の實施の状況を勘案しつつ、今後の具體的施策については慎重考慮中であるということであるのであります。そこでこれに對して、政府に對して再建整備の實施の状況を勘案いたしまして、現在までのところではどういふふうな見解と見通しを持つておられるのであるか、この点お伺いしたいのであります。

○政府委員(小倉武一君) 当委員会のお申出に對します回答が遅れて誠に申訳ないのであります。が、実は或る程度の政府といたしましての成案を得てから御報告いたしたいと、かように考えていまして、時日を要したのであります。遺憾ながらまだ本日政府としての具體的な案をお示しできないのであります。が、さう一つ御了解を願いたいと思ひます。

なお再建整備の今後の見通し、それからこの信連の固定化債権の流動化につきまして、現在農林省といたしまして考えておるところについてのお尋ねであります。再建整備はこれは以前にも御報告いたしました通り相当順調に進んでおります。但し第一年度の結果しかまだわかつておりませんので、恐らく二年度、三年度となりまるといふと、だん／＼困難な事情が重つて来るのではないかと、かように存じておられて、今再建整備の指導に全力を注いでおる次第であります。これとの関連におきまして、系統金融機関の協同組合連合会等に対しまして資金の固定化、この問題を解決するために只今私どもが重点的に考へておりますのは、次のような点であります。先ず固定化債権の流動化をするということに直接の目的をいたしまして、これによつて事業連等につきましての仕事の整備強化を図る、こういうことをやつたらどうか。これが第一の狙いでありませう。ところでこのことをやりますためには、信連乃至中金がその所屬の事業連と協議いたしまして、固定化債権の回収の計画を立てる。この回収計画におきまして、当然資金が固定化してあるのでありますので、当初の貸付け通り回収することはいくら／＼困難でありませう。そこで一種の契約の更改をいたしまして、償還期限を延長するとか、或いは利子を軽減する、こういう措置をこの計画で樹てる、こういうことを考へておるのであります。そこでこの利子の軽減ということをしたし、まするならば、これは信連なり中金の自己負担になるわけでございます。その、その点を政府が一つ信連等に対して利子補給をしたらどうか、只今考へておりますのは、平均貸付利子が一割といたしますならば、平均五分程度のものを補給して、償還期限につきましてはこれは十年以内の年賦償還に改めるようにしたらどうか。そのために恐らく資金源といつたような問題も生じて参らうかと思つたのであります。が、政府資金を直ちに中金等を経由いたしまして供給するということは国家資金の現状で甚だ困難でございます。ので、取りあはずは信連等におきまして資金の融通に對しては、中金等から供給して行く必要が生じますれば、國庫のほうからも政府資金を中金等に供給でき得るようにならざる、かよ

うにいたしたらどうかと考えているのであります。以上の措置をいたしますために、信連或いは中金が事業連と相談いたしまして、固定化債権の流動化をいたします。その計画が一応できまるといふと、特別の審議会を作りまして、その審議会に諮って、この審議会の一つ意見を聞いて、この計画を政府として承認し、その承認に基づいて固定化債権の流動化を図つて行くと共に、又必要な利子補給等もやつて行く、かようなふうなところに考えているのであります。

○藤野繁雄君 只今の答弁は、この関係資料を添えて一つ至急に文書によつて当委員会に出して頂きたい。なおこのことにつきまして、できるだけ早く実際の具体的の方策を政府のほうで立てて頂きたい。その結果を更に報告して頂きたい。こういうふうにお願したいと思つてあります。どうか委員長長においてもその通りお取計らいのほどをお願いいたします。

○委員長(山崎恒君) 只今藤野委員からも要求がありました。本問題につきましては、先に発言のありましたように、政府からの報告は誠に期待に反して遺憾の点があるのであります。政府は速かに再検討の上、実のある具体的の方策を立てて、その結果について改めて至急御報告願うということに只今御意見がありました。さよう取計らうようにして、政府に申入れて差支えございませんか、お諮りいたします。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○東隆君 私はそれに異議はないのであります。先ほど藤野さんからもお話をありましたが、この疏通関係の問

題は今国会において何らかの解決を急ぎたい。中味は勿論再建整備でやつて行つてもいいのであります。併しその範囲は私は経済面の変化によつて大分違つて来ている。例えばここに固定化在庫品の資金化の問題について考えて見ても、私は以前は購買事業面においての問題が重点だつたと思つておりました。併し経済の変化によつて却つて販売事業面なんかに非常に大きな問題があると思つておられます。それは農業会の解体に伴う農業協同組合ができる過程において、購買事業の面においては非常に損失を起すような問題がたくさんあつた。併し販売関係においては比較的事業が滞らかか進んでおつた関係上、不良固定資産その他のものが販売関係の連合会のように廻されておつた、こういうふうな条件もあつた。又復興関係の職員なども殆んどそつちの方面で引受けています。そんなような関係があつて、再建整備法を制定した当時と非常に異つた形を以てしている。固定化債権の案件ができていくと思つておられます。そんなような関係から、私はこの機会に新しく資金疏通の促進をしなければならぬ情勢が起きている、こう思つておられます。先ほど説明のあつた内容を速かに具体化して頂きたい、こう思つておられます。本国会は聞くところにより、二月の末日までに提案をしないものは審議をしない、議会の運営上そういうふうな方針をとつておられるのであります。併し、それで急遽に一つ具体化をすることを私は併せて一つ委員長のほうから

要請をして頂きたい、こう思つておられます。

○委員長(山崎恒君) では只今東委員の御意見、藤野委員の御意見を総合しまして、文書を以て政府に御具申の御意見のある方策を立てまして回答するように申入れることに手段をとりたい、かように存じます。

○政府委員(小倉武一君) 勿論そういふ申入がございませう。私どもも、併し最善の努力をいたしたいと思つておられます。ただ私どもの考え方と申しますか、そういうむずかしさについて、一、二踏足でございませうけれども、お聞き取りを願いたいと思つておられます。その一つは現在先ほどお尋ねのございましたように、再建整備が進行の途上におつた、而もその整備と申しますか、まだ十分には判断するだけの材料が実は揃つておられません。再建整備の大体の山が見えれば、そのやり方が悪かつたとか或いはよかつたとか、今後如何にすべきかということがある程度明確になるのであります。遺憾ながらまだその山が見えないのであります。勿論これは見通しの問題でもございませう。山は見えておるではないかというふうな御議論もされるかと思つておられます。事務的に考えますと、その点が非常にむずかしいのであります。それからもう一つは只今お話しがございませう。近頃の組合の経営面のむずかしさというものが、販売事業といつた面にもあるのではないかと、私どもも全くそうでございます。私どもも全くそうであるかと思つておられます。特に米の統制がだん／＼と事実上緩和して参りますと、これは単に販売事業

だけでなくて、組合金融全体にこれは大きな影響を与え参ると思つておられます。そういう近く予測されるような事態に如何にいたしまして、一体組合経営を如何にするかといつたような、実は根本的な問題もあると思つておられます。その問題に如何にいたしまして、ただ信連の資金の疏通といふことだけではこれは足りないのではなからうかといふことも考えられます。併しなから今そういうむずかしい根本的な問題について対策を立てるといふこともこれなから／＼むずかしい点があるのであります。それから協同組合の制度全体に關連があるのであります。併し、私も非常に自分自身でも矛盾に陥つておられます。組合の運営が非常に自主独立といふことで制度ができ参りますので、そこでできます。債権の固定化といふことにつきまして、政府が面を見ることが制度の建前と矛盾しやしないか、従いまして組合制度それ自体を再検討しなければならぬのではないかと、こういうふうな意見も恐らく出て来るのではないかと、そうなりますといふことは、これは組合の問題につきましては、或いは官庁の監督の問題でありませうか、そういうこともやはり併せて考えないといふこと、今ここで再建をすればあつてもいいのだといふふうには必ずしも言えませぬので、制度との関連も或いは出て来やしないかと実は心配いたして申します。表面に現われたのは系統金融機関の資金の疏通の問題でありませうけれども、その処理如

何によりましてはそういう問題と相關連して参りますので、くだいようでありませう。これはなから／＼むずかしい問題でありませう。併しながら勿論御指摘によりまして更に検討し、関係の方面にも十分当委員会の意を述べまして、できるだけ御期待のような案ができるようにいたしたいと思つておられます。

○委員長(山崎恒君) この問題はほか

に何かありませんか。……ではちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(山崎恒君) 速記をつけて下さい。続いて海岸砂地帯農業振興臨時措置法案を議題に供します。本法案につきましては先に提案理由の説明を聞きまして、本日は先ず法案の内容及び配付資料について参考事項の説明を伺うことにいたします。提案者が参つておられないので、説明員をいたしまして大臣官房の総合開発課長庵原さんと、林野庁の指導部治山課長の塚野さんが見えておられます。それ／＼この法案について御説明を願うことにいたします。

○説明員(庵原文二君) 法案の内容につきましてははいずれ提案者のほうから御説明があると思つておられますので、事務局といたしまして、すでに配付してございませう。海岸砂地帯関係の資料につきまして簡単に御説明申上げたいと思つておられます。

第一は海岸砂地の分布状況でございますが、二十一府県に亘りまして全部で約十五万町歩の海岸砂地があるわけでございます。ここに海岸砂地と申しますのは、海岸線に沿ひましてあります不毛地、その背後にある林地、更にその背後にあります砂耕地を含めて総

称して海岸砂地と申しているわけでございます。この海岸砂地の中には国有地、公有地、民有地、いずれもございませぬ。その内訳を申し上げますと、大体不毛地が約六万町歩、林地が約四万町歩、それから砂耕地が、これは既に耕地化しているところでございますが、これが約六万町歩というふうな内訳になっております。

それから次は海岸砂地の農業生産力でございますが、これを内陸の耕地と比較いたしますと、土壌の関係で生産力は勿論落ちるわけでございます。一、二の例を申し上げますと、海岸砂地帯において水稲が反当り一石六斗余りの収穫がございませぬ。内陸耕地の平地二石二斗に比較いたしますと一割以上低位にある。麦につきましては海岸砂地帯が約一石でありませぬ。内陸耕地が一石三斗余りになっております。これも約三割の低い数字を示しております。只今申上げましたのは、防災林のすでにある場合の海岸砂地における耕地の米麦の収量を申上げたのでございませぬ。防災林のない場合におきましては更にこれが下廻つてゐる。水稲につきましては、ない場合には一石二斗、麦については約八斗の反当りがあるような調査になっております。

それから次は海岸砂地帯の振興によりましてどれだけの農業生産力の向上が見込めるかということでございますが、防災林の造成によりまして増産し得る見込数は、水稲につきまして約三斗四升八合、反当りでございます。増収率約三〇％、麦については二斗二升の反当りの増収が見込めまして、増収率にいたしまして二八％の増収が見込める。その他いろ／＼な作物につ

いての資料がございませぬが、御説明を省略いたします。

それから海岸防災林をやりました場合、防災林二町歩に対してどれくらい減産防止の面積が見込めるかというふうなことにございませぬ。大体海岸防災林一町歩に対して五年後において三町歩くらいは受益があるわけでありませぬ。これが十年後になりませぬと、五町歩乃至八町歩くらいは背後地が減産の被害から免れるということに相成りませぬ。それから次は畑地灌漑によりましてどれくらい増収が見込まれるかと申しますと、反当りにいたしまして、これは反当りの総収量を申上げませぬが、海岸砂地帯におきませぬ標準区におきまして大体六斗六升ばかりの反当りの収量がありませぬが、これに畑地灌漑を行いました場合、一石三斗三升の収穫を上げておるのでございませぬ。約二倍の増収が可能である。この数字は陸稲についての調査でございませぬ。

それからこの海岸砂地の法律によりまして、地元といたしましてどれくらいの国家投資を期待しておるか、それから事業の経済効果等につきまして御説明申し上げますが、府県の調査によりまして、防災林の造成、それから農地の造成、畑地灌漑、灌漑排水事業、客土、区画整理、農道、農地保全、溜池、そういつたような事業が主として計画されておるのでございませぬが、それに要します総事業費が百七十九億でございます。そのうち国家投資を期待いたします額は七十九億、農林漁業資金等の融資を期待いたしますものが六十五億、こういう数字が出ております。それから事業の経済効果につきましては、米につきまして約七十七

万石、麦について二十九万石の増収が見込めるわけでございます。金額にいたしまして七十一億円の増収額が見込まれておるのでございませぬ。以上が事業の経済効果等についての説明でございませぬ。

それから従来農林省におきましてこの海岸砂地を対象としてどれくらいの事業を行い、国家投資が行われて来たかということをお申上げませぬ。昭和二十二年から二十七年までに海岸砂地造林としまして国費を投じた額が三億一千四百万円、それから防潮林として同じく投じた国費が三千九百万円、畑地灌漑は、これは国費でございませぬ。総事業費でございませぬ。二十七年におきまして九百万円開墾建設工事でございませぬ。それから二十七年度におきまして、工事費として実施いたしましたものが約一億でございます。それから国営開墾として行

いましたものが約三千万円、こういうふうな事業を昭和二十七年までに実施いたしました。なお昭和二十八年年度におきまして砂地関係のある予算としてどういふものがどれだけ見込まれておるかお申上げませぬ。これはまだ予算が只今審議中でありませぬ。段階では海岸防災林の関係が国費が一億一千七百万円、それから畑地灌漑が二千六百万円、開墾建設事業が三十三億三千万円、合せて約三十四億余万円、この関係の事業費が予算として只今審議になっておるのでございませぬ。この中で海岸砂地に現実にとだけ投ぜられるかということにつきましては、法律が成立いたしましたあ

とにおきまして、審議会等において府県の立てます農業振興計画等を慎重審議された上で、その計画に基いてこのうち何がしかを海岸砂地に振向けるといふことになるのでございませぬ。大体の全体の枠としては、只今申しましたような三十四億という予算が来年度予算として計上されておるということをお申上げませぬ。

委員長(山崎恒吉)では林野庁の指導部の治山課長のほうからな補足的の説明を願います。

説明員(塚野忠三君) この法案の農業振興に関する具体的な事業内容としては第五条に五項目に亘つて掲げてありますが、そのうちの第一に、「防災林の造成」という項目があるののでございませぬ。これは本法案によらずとも、従来農林省のほうでこれと同じような仕事を、いろ／＼な経過を辿つてお

ります。具体的にお申上げませぬと明治の末期からすけれども、現在までに約一万九千二百町歩程度の海岸砂地に造林をいたしております。又高浪の来る所では防潮林造成をいたしまして、約七百八十町歩の仕事をいたしております。海岸の砂地、或いは高潮等の被害についてはもう今更ここで申上げるまでもないのでございませぬ。いろ／＼経過を辿つてこういう仕事をやつてお

実情を申上げますと、極めて不確かな数字で恐縮であります。現在府県でいろ／＼調査をいたしておりますが、我々が林野庁の十一年計画として対象に考えております海岸砂地の造林を要するものは約三万二千町歩ありおるのでございませぬ。この法律が成立いたしましたら、細かい内容がどう規定されますかによつて数字は動きませぬけれども、今から大体それらを予定して、この法律の対象になるだろうと思

われるものが、只今申上げました三万二千町歩のほかに約二千六百町歩が追加して、約三万五千町歩程度になるのではないかと、かように想像をいたしております。と申上げますと、数量的にはこの法律によつてさほどに対象面積が

変わるものではありませんけれども、従来の予算経過等から見ますと、かような莫大な全国の不毛地、或いは背後の農耕地等に対して非常に被害を与え

る根源である砂地が莫大にあるにかかわらず、予算の実績と申しますか、従来の仕事の実績というものが甚だしく遅々として進まないのがあります。二十七年度では漸く一千町歩に落ちませぬ。二十八年度では四千五百町歩程度を予定したのでありますけれども、いろいろ財政の関係上、その二割強という程度に落ちておるのであります。従

いまして我々がそういう海岸砂地の被害防止、農業生産向上というために一応の期間計画を以て対処しておりますけれども、実行の実績というものはかように貧弱でありまして、到底これらの災害防除或いは農業生産の向上という

応七年というような法律になつておられますけれども、海岸砂地を固定することやら或いは高浪を防ぐ施設というようなことは、それらの農業施設に先立つて前提事業として行われる必要があるという観点から、事業計画といたしましては五年を予定いたしております。それで、いろいろ申し上げましたが、遅々として進まないこれらの仕事を、一言にして申し上げますならば、五年に圧縮して農業生産の確保に努めたい、かように期待をいたしておるわけでありまして、只今前の説明者から申上げましたので省略をいたしたいと思ひます。

○委員長(山崎恒君) 質疑がありまして、今日は提案者も見えておられますので、次回に譲ることにして如何でございましょうか。

○委員長(山崎恒君) それでは本日はこの程度で委員会を閉じてよろしうございませうか。

○委員長(山崎恒君) では本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五分散会

二月十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、岡山県早島町に排水樋門設置の請願(第一四九〇号)
一、国有林野下げに関する請願(第一四九七号)(第一四九八号)(第一六五三号)
一、十勝川下流地帯の開発促進に関する請願(第一六三三号)
一、十勝無水地帯の用水施設に関する請願(第一六三三号)

一、国有林野所在町村の交付金増額に関する請願(第一六五二号)(第一七二九号)
一、香川県池西用水路工事促進に関する請願(第一七二八号)
一、北海道香深村のなだれ防止治山事業施行に関する請願(第一七三〇号)

一、米穀の統制撤廃に関する陳情(第四九三号)
一、農業団体制度の整備確立に関する陳情(第四九八号)

第一四九〇号 昭和二十八年一月二十九日受理
岡山県早島町に排水樋門設置の請願
請願者 岡山県都窪郡早島町 長 妹尾利男

紹介議員 加藤 武徳君
岡山県早島町の水田は、県下に跨る農耕地であつたが、近時地盤沈下のため、浸水および冠水がおびただしくなつて、二百町歩に及ぶ耕地が被害を受けているが、同地方農民は、用水路改修に多額の負担をなし、塗炭の苦しみをなめているから、同排水樋門の設置を全額国庫負担あるいは一部国庫負担、一部起債によつて実施せられたいとの請願。

第一四九七号 昭和二十八年一月三十日受理
国有林野下げに関する請願
請願者 福島県信夫郡金谷川村 長 菅野貞次外二十一

紹介議員 石原幹市郎君
福島県金谷川村は、村有林がない上、林野は既に開墾つくされて余地が全くなく、一方老朽のため改築の必要に迫られている小学校の建築は、窮乏し

た本村経済上、一般の寄附金と長期にわたる起債による外ない現状であるから、植林の合理的計画により学校建築の用材を確保するため、隣村水原村地内の国有林中約二百町歩を本村に払い下げられたいとの請願。

第一四九八号 昭和二十八年一月三十日受理
国有林野下げに関する請願
請願者 福島県信夫郡水原村 長 加藤隆蔵外八名

紹介議員 石原幹市郎君
今回保安隊の小演習地として、福島県水原村外八箇市村組合有林を約百町歩提供することに決定したため、本組合の所有林は半減することとなり関係市民の燃料不足は甚だしく、また地元水原村民中失業を失う者を生ずる上、組合の経営にも大支障をきたすこととなるから、国有林野整備臨時措置法第一条第一項第三号に該当すると思料せられる、本県土湯村字猪倉山地内の国有林野を本組合に払い下げられたいとの請願。

第一六五三号 昭和二十八年二月二日受理
国有林野下げに関する請願
請願者 鹿兒島市山下町自治会 館内鹿兒島町村議会 議長会内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君 島津忠彦君 佐多 忠隆君
鹿兒島県において、林野面積の三分の一を国有林野が占めているが、県下には町村有林を全然持たない町村あるいは極めて少い町村が相当あり、これ等の町村においては国有林野の払下げを強く希望しており、各町村から払下

げを申請中の面積は二万三千町歩に達しているが、払下げ割当は僅か二千三百町歩にすぎないから、本県に対する払下げ面積を大幅に増加せられたいとの請願。

第一六三三号 昭和二十八年二月二日受理
十勝川下流地帯の開発促進に関する請願
請願者 北海道十勝支庁内 小 林行夫外一名

紹介議員 青山 正一君
十勝川下流に横たわる豊頃、浦幌、大津地区の原野は一万余町歩の面積を有し、そのほとんどが客土を必要とする農耕地であるが、遺憾ながら十勝川のはん濫浸水により今日まで未開発状態におかれてはいる。しかるに十勝川下流の治水工事は一昨年よりこう水防除の築堤が進められているので、治水工事の進捗よくと相まつて、本地区一万余町歩の開拓については非総合開発計画の一環として採択の上、すみやかに実施を図られたいとの請願。

第一七二九号 昭和二十八年二月三日受理
国有林野所在町村の交付金増額に関する請願
請願者 北海道上川郡神居村 長 下田基外二十五名

紹介議員 岡本 愛祐君
国有林野所在の町村は、山林の火災防止、消防活動等のため多額の出費を行うとともに、森林緑化、林道施設、伐採等の森政に対しおしみなく協力しているが、これら町村に対する交付金は、極めて少額であるから、固定資産税相当額まで増額せられたいとの請願。

鹿兒島県の国有林野面積は十六万町歩で民有地の二分の一の割合を占め、この国有林野所在町村は国有林野の盗伐予防や災害予防等の保護管理について住民とともに万全の策を講じつつあるが、国有林野面積の広大なのに比しこれら国有林野所在町村に対する交付金は微々たるものであるから、交付金を大幅に増額せられたいとの請願。

の傾向にあり、その単位生産量は全く低く安定営業を遂げることができない状態であるから、当地区に用水施設を完備せられたいとの請願。

第一七二八号 昭和二十八年二月三日受理

香川県池西用水路工事促進に関する請願

請願者 香川県香川郡池西村

長 植田伊佐夫

紹介議員 三好 始君

香川県上西村内の内場ダム工事の完成に伴うかんがい用水路中、一の井幹線、芦脇幹線および東部幹線方面の受益地区はもとの香東川流域であつて、幹線の完成をみないでもある程度は旧水路により注水すればかんぱつのは憂はないが、上流幹線の受益地区約五百町歩のみは上流幹線の延長である池西用水路の完成がない限り一滴の水も流れ込まない地区であるから、池西用水路をすみやかに完成せられたいとの請願。

第一七三〇号 昭和二十八年二月三日受理

北海道香深村のなだれ防止治山事業施行に関する請願

請願者 北海道札文郡香深村

長 野村太郎外一外

紹介議員 木下 源吾君

北海道香深村大字尺沢村字シャクニ、字シレットコマナイおよび字フンベネフは毎年のごとくなだれがあつて、ために貴重な人命の損傷、家屋の倒壊、道路の欠損による村民の生活不安と産業振興に及ぼす影響がまことにじん大であるから、すみやかに治山事業を実施せられたいとの請願。

第四九三三号 昭和二十八年一月二十九日受理

米穀の統制撤廃に関する陳情

陳情者 兵庫県庁内兵庫県町村会内 河本重利

わが国の食糧事情は、もはや生産米穀の総てを自由に販売しても何等差支えない状態になつており、旅館、食堂等においても購入券なしに米食が堂々と販売されている。しかるに依然として米穀の統制が行われているのは、農家を圧迫し、将来の供出を困難にするところが憂慮されているから、米の統制をすみやかに撤廃せられたいとの陳情。

第四九八号 昭和二十八年一月二十九日受理

農業団体制度の整備確立に関する陳情 (二十七通)

陳情者 福岡県朝倉郡蟻城村

長 荒牧純吉外五百名

農業団体が現在のような混乱状態では食糧の増産確保は到底期することができないから、(一)優秀な農業技術員を中心とした農業団体一本化の措置を講ずること、(二)農業と農民の代表機関は市町村農業委員会を中核としてその系統組織を全国段階まで確立すること、(三)農協総合指導機関は農協の組織活動および組合経営指導の強化の線で整備すること、(四)農業委員会予算を増額すること等の措置をすみやかに講ぜられたいとの陳情。

昭和二十八年二月二十四日印刷

昭和二十八年二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局